

(令和6年3月22日改正)

令和2年12月16日

倉吉市署名押印廃止方針

社会及び政府におけるICT・デジタル化の進展等及びこれに伴う政府による押印の廃止の推進の動きを踏まえ、市における書面のやりとりの場合の署名及び押印の廃止の方針を次のとおり定める。

1 方針

市が外部の者（相手方）から受け取る書面について、その署名及び押印を不要とする。ただし、契約書その他の法令で押印が求められる場合等を除き、及び受け取る書面の内容に応じ、問い合わせ先その他の当該書面の内容を適切に確認でき、又は担保できる事項の記載を求めるものとする。

市が相手方に発する書面又は市の内部で使用する書面についても、市長印その他による押印を行わない。この場合において、前項ただし書の取扱いについて、同様とする。

2 その他

行政事務の見直し又は社会若しくは行政におけるDXの進展により、紙の書面のやりとりを不要にできる場合は、引き続きこれを進める。

3 担当（問い合わせ先） 倉吉市総務部総務課法制係 電話 0858-22-8112